

地域産業委員会
令和5年9月19・20日
スポーツ・文化・国際都市部 資料1番
所管 スポーツ推進課

第69号議案

大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例の一部を改正する条例

1 改正理由

大田区民プラザの供用停止期間を変更するため

2 条例内容

大田区民プラザ条例の施設の供用停止に関する条例（令和4年条例第59号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和6年4月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

3 施行予定年月日

公布の日